

公立学校情報機器整備事業に係る支援業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

岩手県教育委員会

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「公立学校情報機器整備事業に係る支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

参加者は、本実施要領を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、プロポーザル提案の審査により委託候補者を選定し、資料2「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が契約を締結するものであること。

2 業務内容

(1) 業務名
公立学校情報機器整備事業に係る支援業務

(2) 委託期間
資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 業務の仕様等
資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 提案限度額

ア 令和6年度業務〈 660,000 〉円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 令和7年度業務〈 14,961,000 〉円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案限度額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

また、年度業務ごとに契約を締結する必要があるもの。

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下のプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で参加するものとし、参加自治体との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記4（4）に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

【参加資格】

- (1) 本事業を実施する上で、十分な経験と知識を有する者であること。
- (2) 本業務の実施について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 令和6年度に本業務と同等の業務について、他都道府県と契約実績があり、かつ、年度途中で契約不履行等による契約解除の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 最近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) この公告の日から落札決定の日までの間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- (8) この公告の日から落札決定の日までの間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員ではないこと。

4 プロポーザル参加手続等に関する事項

(1) 担当

岩手県教育委員会事務局教育企画室学校教育情報化担当：岩手県庁10階
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-6105
FAX：019-629-6119
電子メールアドレス：DB0001@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」
→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

資料1	プロポーザル実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書等作成要領
資料4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式1－1】により受け付ける。

ア 受付期限

令和7年2月26日（水）午後5時

イ 受付場所

岩手県教育委員会事務局教育企画室（連絡先は上記4（1）を参照）

ウ 提出方法

電子メール等によりデータで提出すること。

エ 回答方法

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和7年2月27日（木）までに、岩手県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記により参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・【様式1－2】プロポーザル参加資格確認申請書・会社概要（パンフレット等でも可）・【様式1－4】実務実績等調書・共同企業体協定書（該当する場合は、任意の様式で作成すること） |
|---|

イ 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先

岩手県教育委員会事務局教育企画室

エ 提出方法

電子メール等によりデータで提出すること。（PDF ファイルに変換し、修正ができない状態で提出すること。）

送信先アドレス：DB0001@pref.iwate.jp

件名：【プロポーザル参加資格確認申請書の提出】として送信すること。

また、当該電子メールの返信を持って受付確認とする。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年3月3日（月）午後3時までに文書により通知する。

カ 留意事項

- （ア） 提出期限までに上記提出書類を提出しない者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- （イ） 参加資格の確認は、参加資格確認申請日をもって行う。
- （ウ） 参加資格確認申請書に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記5に定めるプロポーザル提案選考委員会（以下「委員会」という。）の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア） 提出期限 令和7年3月3日（月）午後5時

- (イ) 提出場所 上記４（１）に同じ。
 - (ウ) 提出方法 電子メール等によりデータで提出すること。
- イ 県は、説明を求められたときは、令和７年３月４日（火）までに、説明を求めた者に対し文書等でその理由を回答する。

（７）企画提案書等の提出

ア 提出書類

参加者は、資料３「企画提案書等作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を上記４（１）に持参、郵送又は電子メール等によりデータで提出しなければならない。

なお、参加者１者につき１提案とし、事業提案に係る費用の額は、上記２（４）の提案限度額を超えないものとする。

イ 提出期限

令和７年３月４日（火）午後５時

ウ 提出先

岩手県教育委員会事務局教育企画室（連絡先は上記４（１）を参照）

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール等によりデータで提出すること。

- (ア) 持参の場合は、平日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に持参のこと。
 - (イ) 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒に企画提案書等及びプロポーザル参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ密封し、外封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。
 - (ウ) データで提出する場合は上記４（１）のメールアドレスに送信すること。
- なお、データで提出する際は審査日（３月５日（水））当日に紙媒体【正本１部、副本５部】を持参すること。

オ 留意事項

- (ア) 提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。
 - (イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
 - (ウ) 企画提案書等の作成、提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。
- また、提出された企画提案書等は返却しない。

（８）企画提案の無効

参加資格を失った者の企画提案又は下記のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ア 民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗違反）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

（９）プロポーザルへの不参加

参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が下記５（１）で定める委員会に参加しない場合は、令和７年３月４日（火）午後５時までに【様式１－４】を上記４（１）までに持参、郵送又は電子メール等によりデータで提出しなければならない。

なお、プロポーザル参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

ア 資料4「プロポーザルの審査について」に基づき、プロポーザル審査を行う。

イ プロポーザル審査は、下記により開催する委員会において行う。

ウ 日程（予定） 令和7年3月5日（水）午後

エ 場所（予定） 岩手県庁 10 階 学校教育室分室

(2) 企画提案（プレゼンテーション）

ア 審査は、企画提案書等の提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

イ プレゼンテーションの実施に当たっては、追加資料等を提出することは認めない。

ウ プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 30 分以内（説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。※参加者の数に応じて、時間の調整を行うことがある。

エ プレゼンテーションにおいて、県が用意する大型提示装置を使用することができる（端子は HDMI に限る）。

オ プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。

カ プレゼンテーションの正式な日時及び場所については、参加者に対して別途通知

(3) 委託候補者の決定

ア 委員会の審査を基に、県が第1 順位の委託候補者を決定する。

イ 第1 順位の委託候補者となるべき者が2 者以上となった時は、くじにより第1 順位の委託候補者となるべき者を決定する。

ウ 県は、第1 順位の委託候補者と契約の交渉を行う。ただし、第1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の順位者と契約の交渉を行う。なお、次点の順位者が契約を締結しないときは、さらに次の順位の者と交渉することとし、以下同様とする。

エ プロポーザルの審査結果については、参加者に書面で通知する。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行

することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ウ この委託業務は、同業務に係る令和6年度補正予算(第12号)及び令和7年度当初予算が成立した時点で有効となるため、予算の可決がなければ、本件の契約手続について、停止の措置を行うことがある。
- エ この委託業務の実施予定期間は、令和6年度業務は契約日から令和7年3月31日まで、令和7年度業務は令和7年4月1日から令和8年3月31日までであること。

〔参考：本プロポーザルに関するスケジュール〕

項目	期限等
① 実施要領等のホームページ掲載	令和7年2月21日（金）
② 「質問票」受付期限	令和7年2月26日（水）午後5時
③ 質問事項に対する回答期限	令和7年2月27日（木）
④ 「プロポーザル参加資格確認申請書」提出期限	令和7年2月28日（金）午後5時
⑤ 参加資格確認結果通知	随時（最終は3月3日（月））
⑥ 「企画提案書等」提出期限	令和7年3月4日（火）午後5時
⑦ 「プロポーザル参加辞退届」提出期限	令和7年3月4日（火）午後5時
【以下の日程は予定】	
⑧ プロポーザル提案の審査（プレゼンテーション）	令和7年3月5日（水）午後
※ 予備日	令和7年3月6日（木）午後
⑨ 委託候補者の決定	令和7年3月上旬